

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款何々 第1項何々 第2項何々	円	円	円	円	円	円	円	円	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	繼 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
第1款何々 第1項何々 第2項何々	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額何円は、当年度分損益勘定留保資金何円、繰越(又は当年度)利益剰余金処分額何円及び何々何円で補てんした。

- (注) 1 収入の決算額のうち、翌年度繰越額の財源に充当する金額がある場合には、これを収入の表の備考欄に記載すること。
2 通常の減価償却額をこえて減価償却を行なったときは、そのこえた金額を支出の表の備考欄に記載すること。